

沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例の概要

沖縄県保健医療部衛生薬務課

平成30年6月15日に施行された「住宅宿泊事業法」では、県に届出を行うことにより、年間180日を限度として、地域を問わず住宅宿泊事業を行うことができることになっていますが、都道府県等は、住宅宿泊事業による生活環境の悪化を防止するため、条例により住宅宿泊事業の実施を制限することができるかとされています。

「沖縄県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例」は、同法に基づき、住宅宿泊事業による生活環境の悪化を防止するため、市町村の意見を踏まえ、事業の実施を制限する区域等を定めるものです。

同条例の施行日及び事業の実施を制限する区域及び期間は次のとおりです。

- 1 条例施行日：平成30年6月15日（令和2年3月31日：改正）
- 2 制限する区域及び期間

	制限する区域	制限する期間
1	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域の区域内（対象市町村：宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市、北谷町、与那原町及び八重瀬町）	月曜日から金曜日の正午までの期間 ※
2	都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域の区域内（対象市町村：宜野湾市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市、北谷町、与那原町及び八重瀬町）	
3	学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の敷地の周囲100メートルの区域内（対象市町村：宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、南城市、嘉手納町、北谷町、西原町、与那原町、竹富町、与那国町、大宜味村、恩納村、読谷村、渡嘉敷村、座間味村、渡名喜村及び北大東村）	学校で授業が行われている期間

※「沖縄県の休日定める条例」に規定する休日を除きます。